

○湯河原町真鶴町衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成17年3月25日

条例第1号

改正 平成28年3月16日条例第2号

令和2年3月23日条例第1号

令和4年12月7日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第2条 人事行政の運営の状況に関し、組合長が公表しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分 of 状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他組合長が必要と認める事項

(公表の時期)

第3条 組合長は、毎年3月末までに、前条に規定された事項の概要を公表しなければならない。

(公表の方法)

第4条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 湯河原町真鶴町衛生組合公告式条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号）に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) 湯河原町及び真鶴町の広報紙に掲載する方法

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和４年12月 7 日条例第 6 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員についての湯河原町真鶴町衛生組合人事行政の
運営等の状況の公表に関する条例の適用に関する経過措置）

第18条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和
3 年法律第63号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは
第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、第 6 条の規定による改正後
の湯河原町真鶴町衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 3
条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。